



小野寺防衛大臣沖縄訪問



沖縄市サッカー場の視察



北谷町認可保育施設の視察



キャンプ瑞慶覧（白比川沿岸地区）の視察



仲井眞沖縄県知事との面談

小野寺防衛大臣は、平成 25 年 9 月 7 日から 8 日の日程で沖縄を訪問しました。

9 月 7 日に沖縄入りした小野寺大臣は、米海兵隊太平洋基地司令官等と面談の後、沖縄市サッカー場及び北谷町の認可保育施設及び認可外保育施設を視察し、その後、キャンプ瑞慶覧の白比川沿岸地区を視察した後、牧港補給地区の北側進入路（本年 8 月 31 日に返還、引き渡し）及び第 5 ゲート付近（本年 7 月 11 日の日米合同委員会において返還が承認）を視察しました。

その後、那覇市内で仲井眞沖縄県知事と面談し、翌 8 日に帰京しました。

目次

小野寺防衛大臣沖縄訪問…………… 1
 MV - 22 オスプレイの沖縄配備について…………… 2
 米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転について…………… 8
 北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）における事後調査
 について…………… 9

CONTENTS

平成 25 年度漁業権更新に伴う漁業権等行使制限承諾の取付について … 10
 読谷村喜名地区学習等供用施設が完成…………… 11
 第 49 回献血運動推進全国大会において厚生労働大臣表彰状受彰 … 11
 平成 24 年度沖縄防衛局優秀工事等顕彰式について…………… 12

MV-22 オスプレイの沖縄配備について

1 沖縄県から提示されたMV-22 オスプレイの飛行状況に対する検証について

昨年 12 月に沖縄県知事から当局長あてに提出された要望書(参考)において指摘されている飛行状況について、これまで 1 件 1 件精査の上、進めてきた確認作業が終わったことから、本年 7 月 30 日、当局及び防衛本省担当者は沖縄県に対し、飛行状況の検証結果をご説明しました。(7 月 31 日、8 月 1 日、関係自治体に対しても当該検証結果についても説明)

これまでの確認作業の結果、沖縄県からの指摘について、現時点において、防衛省が保有している資料、沖縄県から提出された資料などにより検討したところ、日米合同委員会合意に違反しているとの確証は得られませんでした。

(1) 沖縄県からの要請書に対する当局回答

沖縄県知事から沖縄防衛局長あてに発出された「オスプレイに関する確認について」(知基第 855 号 24.12.25)に対し、7 月 30 日、以下の内容で当局長から沖縄県知事に回答いたしました。(沖防第 2870 号 25.7.30)【抜粋】

なお、本文書は当局ホームページ (<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/07oshirase/kikaku/>) にも掲載していますのでご覧ください。

○「オスプレイの飛行実態や運用の確認を要する事項」について

- ・ MV-22 オスプレイの運用に関して、当局は普天間飛行場周辺及び各防衛事務所等で離着陸状況等を確認しており、夜間についても普天間飛行場に設置した映像観測装置(カメラ)により飛行の有無を確認しているところです。
- ・ 飛行経路については、普天間飛行場周辺に設置している航空機航跡観測装置において、同飛行場を離着陸する MV-22 オスプレイの航跡データの取得に努めてまいります。
- ・ 御指摘の 318 件については、当局が目視調査で撮影した写真と照合したところ 119 件について、対応する写真がありました。
- ・ 御指摘の夜間飛行の 3 件については、いずれも 22 時以降に普天間飛行場へ着陸したことを確認しておりますが、夜間飛行訓練について運用上必要な場合があるものの、できるだけ 22 時以降は飛行しないよう努力しているとの説明を米側から受けています。
- ・ 那覇市、浦添市の市街地上空の飛行については、当局で撮影した写真はありますが、件数が特定の 6 日間に集中しており、従来から設定されている飛行ルートを使用した計器飛行による訓練であるとの説明を受けております。また、北部訓練場や中部訓練場(キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブなど)へ移動の際、周辺地域への影響を少なくするよう、できるだけ施設・区域内や住宅地が少ない場所を飛行するなどしているとの説明を米側から受けています。
- ・ 那覇市、浦添市の市街地上空で垂直離着陸モードでの飛行を行ったとの御指摘については、報じられた代表的な写真を分析したところ垂直離着陸モードではなく、転換モードであり、米側からも、那覇市、浦添市の市街地上空での飛行は垂直離着陸モードではないとの説明を受けています。
- ・ 普天間飛行場周辺における航跡データでは、平成 19 年に日米間で合意したとおり、概ねタンゴポイント、キロポイントを通過するルートを飛行し、できる限り人口密集地上空を避けて飛行していることが確認されています。
- ・ いずれにしても、日米合同委員会合意に違反しているとの確証は得られていませんが、オスプレイの飛行が日米合同委員会合意に違反することが確認された場合には、米側に対し、当該合意の内容を遵守するよう強く求めてまいります。また、地元の皆様から申し入れ等があった場合には、地元の皆様に最大限の配慮を払うこと等の申し入れを米側に行っているところであり、今後とも適切に対応してまいります。

- ・ 「環境レビューと運用実態との検証」については、そもそも環境レビューは米軍が MV-22 オスプレイの配備に際し、地域住民や周辺環境への影響を分析するために実施したものであり、実際の運用計画と異なるものと承知しております。当局としては、地元住民の皆様や地元自治体の騒音苦情や要請等を通して、今後とも、米側に対し地元への妥当な配慮を払うよう申し入れ等を行ってまいります。
- ・ また、本土への訓練を行うことにつきましては、現在、日米間で協議しているところです。墜落事故の再発防止策等については、現時点では米側から具体的な情報提供はなされていないところであり、米側から情報が得られれば、速やかにご説明したいと考えております。

○ 「オスプレイの配備に関連して政府に対しこれまで要請した事項」について

MV-22 オスプレイの配備については、我が国の安全保障にとって大変大きな意味がありますが、その運用に関しては、地元の皆様への最大限の配慮が前提です。引き続き、防衛省として沖縄の基地負担の軽減のため本土への訓練移転について検討を進めるとともに、周辺地域に及ぼす飛行運用による影響が最小限となるような飛行経路を設定する等、日米合同委員会合意が適切に実施されるよう、今後とも米側との間で必要な協議を行ってまいります。

普天間飛行場の移設について、沖縄には厳しい声があることは承知しておりますが、その固定化は絶対に避けなければなりません。日米間の累次の合意に従い、普天間飛行場の移設・返還が早期に実現できるよう誠実に努力を重ねていきたいと考えております。

<参 考>

沖縄県知事の要望文書「オスプレイに関する確認について」（知基第 855 号 24.12.25）【抜粋】

1 オスプレイの飛行実態や運用の確認を要する事項

- (1) 政府の責任において、オスプレイの飛行実態を調査し、日米合同委員会合意事項との関係等を検証し公表すること。

その際、現在行っている「航空機航跡観測装置を用いた飛行状況調査の手法」をオスプレイについても導入すること。

- ① 飛行経路、飛行モード及び夜間飛行等の実態調査
- ② 環境レビューと運用実態との検証

- (2) 内閣総理大臣メッセージ（平成 24 年 10 月 1 日）において、「オスプレイの本土への訓練移転を具体的に進める」ことが示されたが、現在の検討状況と、具体的に今後の実施予定を説明すること。
- (3) モロッコとフロリダの墜落事故については「MV-22 オスプレイの沖縄配備について」（平成 24 年 9 月 19 日）の中で、事故の教訓を踏まえた訓練の実施などの再発防止策が示され、その実施状況について、米側に確認を取っていくことが示されたが、再発防止策の実施状況を具体的に説明し、公表すること。

2 オスプレイ配備に関連して政府に対しこれまで要請した事項

- (1) 平成 24 年 10 月 9 日の内閣総理大臣あて要請の中で県は、オスプレイの配備計画中止に向け、4 項目（具体的なオスプレイの配置分散の実施、日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守、住民地域に隣接する着陸帯の運用停止、普天間飛行場の移設・返還を加速化）の措置を求めているが、現在の検討状況を示すこと。

(2) 飛行状況の検証結果について

ア. 夜間飛行（22 時以降の飛行）

【沖縄県の指摘】

22 時以降の夜間飛行が 3 件確認された。

【防衛省での確認】

指摘のあった 3 件については、いずれも 22 時以降に飛行していたことを沖縄防衛局が確認した。

【米軍の説明】

夜間飛行は運用上必要であるが、できるだけ 22 時以降に飛行しないよう努力している。

【JC 合意の表現】

「22 時から 6 時までの間、MV - 22 の飛行及び地上での活動は、運用上必要と考えられるものに制限される。夜間飛行訓練は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要最小限度に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。」

イ. 人口密集地域上空（学校、病院の上空を含む）での飛行

【沖縄県の指摘】

人口密集地域上空を飛行している事例が 315 件あり、うち 74 件は垂直離着陸モードで飛行していた。

【防衛省での確認】

315 件の指摘のうち、普天間飛行場周辺の 189 件については、防衛省が保有している資料（写真、航跡データなど）で確認を行い、その他については、沖縄県から提供された資料などで確認を行ったところ、普天間飛行場周辺においては、設定された飛行ルートを概ね飛行していることを確認し、また、垂直離着陸モードで施設・区域外を飛行していることを防衛省として確認できたものはなかった。

【米軍の説明】

固定翼モードで飛行しているオスプレイが普天間飛行場に着陸する場合、降下のため約 4 海里（約 8km）手前で転換モードにして減速を開始する必要があるが、失速・墜落の危険があるため直ちに垂直離着陸モードにすることはなく、固定翼モードから垂直離着陸モードへの移行には一定の時間がかかる。

また、普天間飛行場への南側からの着陸にあたっては、転換モードでの飛行をできる限り短くするため、滑走路の中央より北寄りに、着陸するよう努めている。

飛行にあたっては日米合意を遵守するとともに、従来から使用している飛行ルートを使用しているが、なるべく住宅地上空を避けて飛行するよう努めている。

【平成 24 年 9 月の JC 合意】

・ MV - 22 は、通常、ほとんどの時間を固定翼モードで飛行する。運用上必要な場合を除き、MV - 22 は、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードで飛行する時間をできる限り限定する。

・ 合衆国政府は、周辺のコミュニティーに及ぼす飛行運用による影響が最小限になるよう、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路を設定する、この目的のために、MV - 22 を飛行する際の進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定される。

ウ. 那覇市、浦添市の上空での飛行

【沖縄県の指摘】

那覇市、浦添市の人口密集地域の上空を垂直離着陸モードで飛行した。

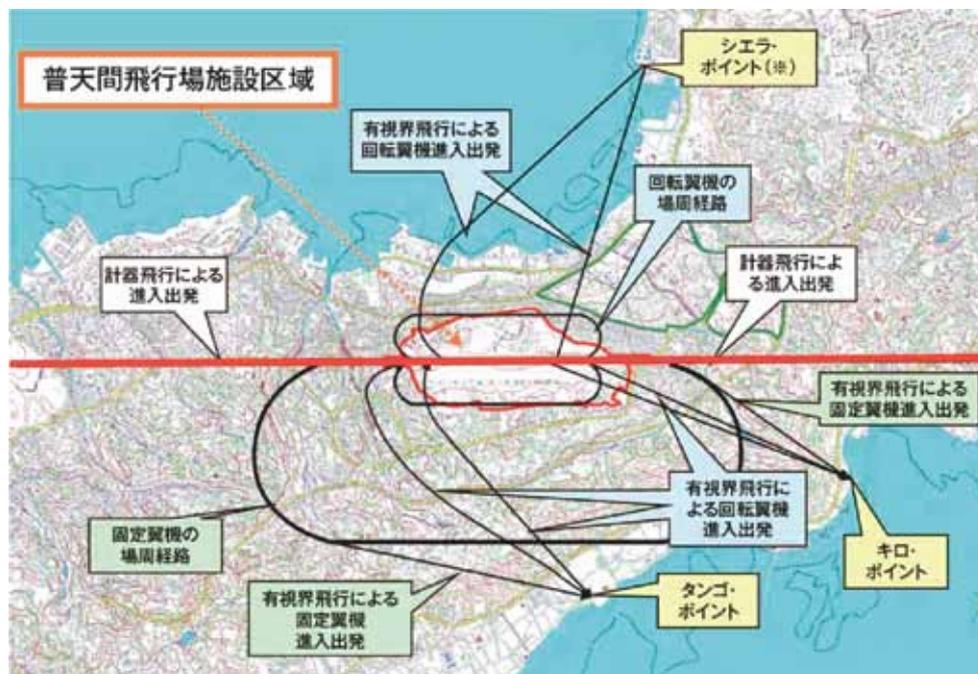
【防衛省での確認】

那覇市、浦添市の上空での飛行については、沖縄防衛局が撮影した写真はないが、沖縄県から提供された写真などを確認したところ、垂直離着陸モード（85～96°）と断定できたものはなかった。なお、垂直離着陸モードとの指摘は、普天間飛行場周辺（11件）よりも那覇市、浦添市（53件）の方が多く、かつ、特定の6日間に集中している。

また、正確な飛行ルートや飛行モードは、運用に関わることでもあり米側から情報提供がなく把握は困難であるが、沖縄県から提供された情報に照らしても、下図のルートを飛行していると考えられる。

【米軍の説明】

那覇市、浦添市の上空での飛行は、従来から設定されている飛行ルートを、悪天候に備えた計器飛行訓練のために飛行したものであり、転換モードである。



エ. 普天間飛行場周辺の市街地上空での飛行

【沖縄県の指摘】

普天間飛行場周辺の人口密集地域上空を垂直離着陸モードで頻繁に飛行した。

【防衛省での確認】

普天間飛行場周辺の 189 件の指摘のうち、沖縄防衛局が撮影した写真 3,000 枚と撮影時間及び場所が合致するものが 119 件あった。このうち 32 件については、地形・背景が映っておらず、オスプレイが実際に飛行した位置を特定することはできなかった。残り 87 件について、飛行した場所とナセルの角度を検討したものの、垂直離着陸モードで人口密集地域上空を飛行していると確認できたものはなかった。

また、沖縄防衛局が所有する航跡データでは、オスプレイは、平成 19 年に日米間で合意（※）したとおり、概ねタンゴ・ポイント、キロ・ポイントを通過するルートを飛行し、できる限り人口密集地域上空を避けて飛行していることが確認された。

なお、沖縄県が提示した飛行経路と沖縄防衛局の航跡データを比較したところ、一部で差異が確認された。

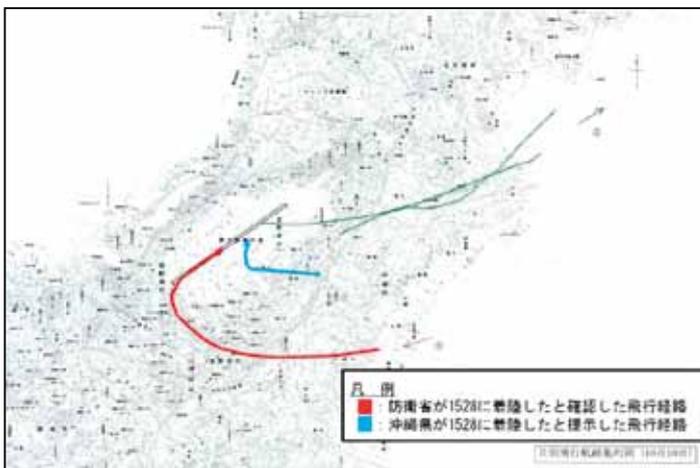
※ 普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書（平成 19 年 JC 合意）

本飛行場に入入りするヘリコプターの主な経路となっている太平洋上と本飛行場との間の進入・出発経路については、飛行調査を含む検証及び分析を行ったところ、現在設定されている通報点（キロ・ポイント及びタンゴ・ポイント）を通過する経路が最短であり、市街地上空の飛行時間及び距離を可能な限り抑えることによって、安全が維持できることをあらためて確認した。

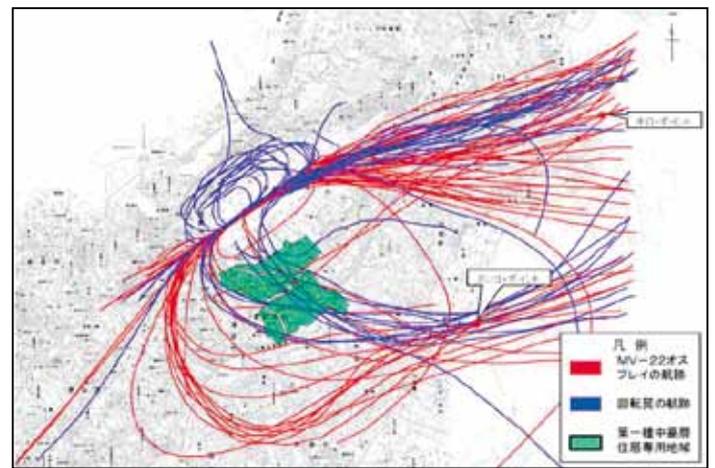
【米軍の説明】

飛行にあたっては日米合意を遵守するとともに、従来から使用している飛行ルートを使用しているが、なるべく住宅地上空を避けて飛行するよう努めている。

○ MV - 22 オスプレイの航跡集約図



航跡集約図（平成 24 年 10 月 10 日分）



月別航跡集約図（平成 24 年 10 月）

オ. まとめ

- オスプレイについては、依然として、沖縄をはじめとする地元から厳しい目が向けられており、日米合同委員会合意が守られていないのではないかとの声がある。
- オスプレイの飛行状況については、地元から垂直離着陸モードで市街地上空を飛行している等の指摘があり、限界はあるものの、沖縄防衛局職員が目視や撮影による確認などにより、できる限り把握に努めている。地元の皆様からの申し入れ等があった場合には、住民の皆様へ最大限の配慮を払うこと等の申し入れを米側に行っているところであるが、これまでのところ、日米合同委員会合意に違反しているものがあるとの確証は得られていない。
- オスプレイの飛行運用に当たっては、地元住民に十分な配慮がなされ、最大限の安全対策を採ることについて、昨年 9 月 19 日に日米合同委員会で合意しており、米軍も、累次の機会に当該合意に基づき飛行運用を行っている旨説明している。政府としても、米軍は当該合意に基づき飛行運用を行っているものと認識している。
- オスプレイの配備は、我が国の安全保障にとって大変大きな意味があるが、その運用に際しては、地元の皆様の生活への最大限の配慮が大前提である。今後とも、日米合同委員会合意が適切に実施されるよう、地元の皆様の情報を踏まえつつ、米側との間で必要な協議を行っていくことにより、地元の皆様の御理解を得ていきたいと考えている。

2 2 個目飛行隊の配備について

(1) 主な経緯

平成 24 年

- ・ 6 月 29 日 MV - 22 の沖縄配備に係る接受国通報及び米国防省プレスリリース
- ・ 7 月 23 日 岩国飛行場への MV - 22 オスプレイ 12 機 (1 個目飛行隊) の陸揚げ
- ・ 8 月 29 日 「モロッコにおける MV - 22 墜落事故に関する分析評価報告書について」を公表
- ・ 9 月 11 日 「フロリダにおける CV - 22 墜落事故に関する分析評価報告書について」を公表
- ・ 9 月 19 日 「MV - 22 オスプレイの沖縄配備について」を公表 (政府として安全性を確認)
日米合同委員会でオスプレイの運用に関する事項について合意
- ・ 10 月 1 日 MV - 22 オスプレイが岩国飛行場から普天間飛行場へ 6 機移動
(続いて 10 月 2 日 3 機、10 月 6 日 3 機が移動)
内閣総理大臣メッセージ発表

平成 25 年

- ・ 1 月 28 日 県民大会実行委員会等からオスプレイの即時撤回等を求める建白書が内閣総理大臣あて提出
- ・ 4 月 30 日 2 個目飛行隊配備 (2013 年夏に岩国陸揚げ) に係る米側からの説明について公表
- ・ 7 月 1 日 2 個目飛行隊が 7 月最終週に岩国に陸揚げ予定である旨公表
- ・ 7 月 30 日 岩国飛行場への MV - 22 オスプレイ 12 機 (2 個目飛行隊) の陸揚げ
- ・ 7 月 30 日 (~ 8 月 1 日) 昨年 12 月沖縄県から指摘された JC 合意違反について、違反との確証は得られなかった旨県及び関係自治体へ説明
- ・ 8 月 3 日 MV - 22 オスプレイが岩国飛行場から普天間飛行場へ 2 機移動
- ・ 8 月 12 日 MV - 22 オスプレイが岩国飛行場から普天間飛行場へ 9 機移動

(2) 2 個目飛行隊の配備について

- 米海兵隊においては、今後米海兵隊の航空部隊に求められる航空輸送支援の所要に対応するため、老朽化した CH - 46 を、より基本性能の高い MV - 22 オスプレイに換装するプロセスを進めており、沖縄への配備についてもこの一環で行われるものです。昨年の MV - 22 オスプレイの 1 個目飛行隊の配備に続き、今般、2 個目飛行隊が普天間飛行場へ移動しました。
- MV - 22 オスプレイは、その垂直離着陸機能を活用することにより滑走路のない地域にも緊急展開が可能であることに加え、CH - 46 と比較して、最大速度が約 2 倍、搭載量が約 3 倍、行動半径が約 4 倍であるなど基本性能が高いことを活かし、他の航空機では遂行することのできない長距離かつ多様な任務を迅速に遂行することが可能であり、例えば、緊急を要する紛争地において、在外邦人を含む民間人の救出活動や災害救援・人道支援活動など様々な場面での対処能力が向上することとなります。
- このように MV - 22 オスプレイの沖縄配備は、我が国の安全保障にとって大変大きな意味がありますが、その運用に際しては、地元の皆様の生活への最大限の配慮が大前提であります。今後とも、日米合同委員会合意の適切な実施について、米側との間で必要な協議を行っていくとともに、沖縄の基地負担の軽減に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転について

米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転は、平成 22 年 5 月 28 日の「2 + 2」共同発表に基づく、嘉手納飛行場における更なる騒音軽減に資する措置であり、訓練は平成 25 年 7 月 11 日（木）から 8 月 2 日（金）までの 23 日間、嘉手納飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の航空機による訓練をグアム等へ移転して実施しました。（訓練規模：岩国飛行場所属 FA18 × 20 機、空中給油機 × 3 機、早期警戒管制機 × 1 機等人員約 550 名）また、同年 8 月 12 日（月）から同月 23 日（金）までの 12 日間、嘉手納飛行場所属の F - 15 戦闘機による訓練をグアム等へ移転して実施しました。（訓練規模：嘉手納飛行場所属 F - 15 × 18 機、早期警戒管制機 × 2 機等、人員約 340 名）。

当局としては、これまでの国内の訓練移転に加え、グアム等への訓練移転の回数を重ね、今後とも、嘉手納飛行場周辺の騒音軽減に努めてまいりたいと考えています。

○訓練移転期間中における騒音発生状況（WECPNL ※）

当局は、嘉手納飛行場周辺の 14 ヶ所で航空機騒音自動測定装置を設置して騒音測定を実施しており、下表は、そのうち最も騒音の激しい滑走路両端の訓練移転期間中における騒音の発生状況です。

項目	騒音測定場所	
	滑走路国道側	滑走路県道側
岩国飛行場所属航空機の訓練移転期間 ^{注1} 平成 25 年 7 月 10 日～ 8 月 3 日	94.3W	92.3W
嘉手納飛行場所属航空機の訓練移転期間 平成 25 年 8 月 8 日～ 8 月 27 日	90.2W	89.4W
平成 24 年度	89.3W	94.6W
平成 18 年度（訓練移転開始前）	94.0W	94.2W

※ WECPNL は、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略で、音響の強度（dB（A）：デシベル）、頻度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を 1 日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位のこと。

注：1 訓練移転期間とは、訓練移転参加航空機が所属基地を出発した日から所属基地に帰還した日までの期間です。

2 当局としては、平成 25 年 7 月 1 日、米側に「嘉手納飛行場周辺において、航空機の訓練移転の実施による騒音軽減の効果が得られるようこれまで以上の配慮」を要請しました。今後も、米側に対し配慮要請を行うなど、飛行場周辺の騒音軽減が図られるよう努力します。

○目視調査^注による訓練移転期間中における外来機と考えられる航空機の 1 日当たりの平均離着陸等回数

項目	戦闘機	戦闘機以外	合計
岩国飛行場所属航空機の訓練移転期間 ^{注1} 平成 25 年 7 月 10 日～ 8 月 3 日	18.2 回	18.0 回	36.2 回
嘉手納飛行場所属航空機の訓練移転期間 平成 25 年 8 月 8 日～ 8 月 27 日	15.0 回	19.3 回	34.3 回
平成 24 年度	12.7 回	14.9 回	27.6 回

注：目視調査は、午前 6 時から午後 6 時まで実施している。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業(仮称)における事後調査について

● 北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業 (仮称)

本件事業は、平成 8 年 12 月の SACO 最終報告に盛り込まれた北部訓練場約 7,500 ヘクタールのうち約 4,000 ヘクタールの返還条件として、返還予定地にあるヘリコプター着陸帯を同訓練場の残余の部分に移設するものです。



イタジイ林

ヤンバル地域の貴重な動物種

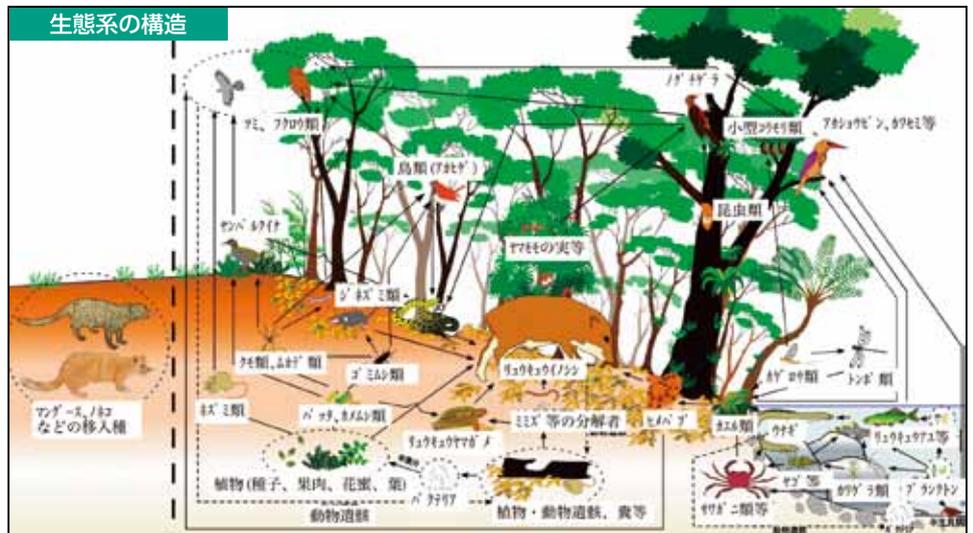


● 環境影響評価

ヘリコプター着陸帯の移設工事については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の適用外ではあるものの、沖縄本島北部地域の自然環境の保全に最大限配慮するとの観点から、防衛省の自主判断により沖縄県環境影響評価条例に準じた環境影響評価の手続きを経ているところです。

● 事後調査

環境影響評価図書においては、予測の不確実性の程度が大きい項目に環境保全措置を講じる場合、または保全措置の効果に不確実性があると考えられるものについて、予測結果及び環境保全措置の効果を検証するため、工事中及び供用開始後の環境の状態を把握する事後調査を行うこととしております。



● 事後調査報告書の沖縄県への送付

今般、これまでの事後調査結果を基に事後調査報告書を取りまとめ、7月24日に沖縄県へ送付しました。調査の内容は、工事着手前及び工事中における建設作業に伴う騒音、赤土等による水の濁り、貴重な植物種の生育状況、早期緑化帯の生育・形成状況、周辺林内の気温、湿度、貴重な動物種の生息状況及び繁殖状況等に関する調査を行ったものです。

当局は引き続き、自然環境の保全に最大限配慮してまいります。

平成 25 年度漁業権更新に伴う漁業権等行使制限承諾の取付について

沖縄周辺海域には、米軍が訓練あるいは施設及び区域の保安等のため、漁船の操業を制限又は禁止を行う必要がある 28 水域のうち、17 水域については、漁業法に基づく漁業権が設定されている水域であります。

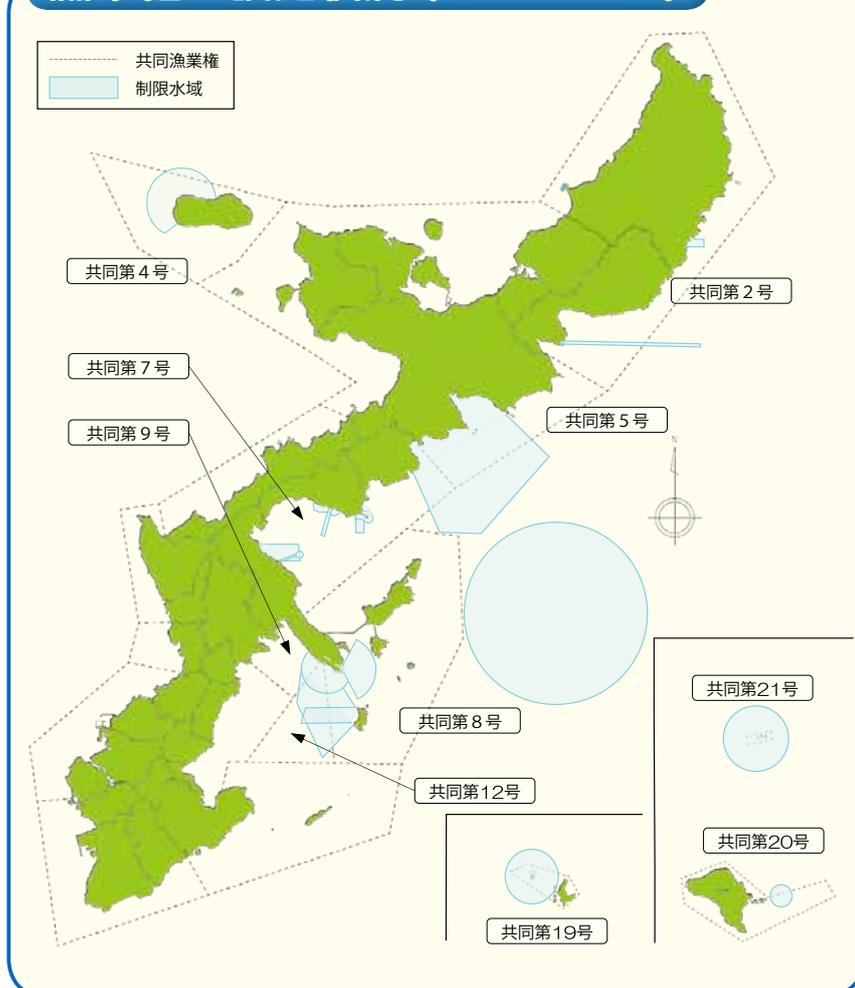
これら 17 水域については、沖縄県知事から漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「組合」という。）から、この漁業権の存する期間について、行使を制限する旨の承諾を頂いておりますが、この存続期間が平成 25 年 8 月 31 日に満了となり、同年 9 月 1 日から新たに漁業権が設定されるため、当局としては、この 17 水域に係る漁業権の行使制限について、関係する 16 組合から新たに承諾を取り付ける必要がありました。

このため、当局としては、関係組合から引き続き漁業権の行使制限について承諾が頂けるよう鋭意説明等を行ってきたところ、関係組合において開催されました組合総会においてご理解を頂くことができました。

この度、承諾を頂くにあたり、関係組合から多大なる御理解を賜りましたこと、また、沖縄県漁業協同組合連合会及び沖縄県漁業協同組合長会におかれましても、主旨を御理解のうえ御協力を頂きましたことについて、関係者の皆さまに改めて厚く御礼申し上げます。

当局といたしましては、これまで、これらの水域を含む漁業の操業制限等について漁業経営上被った損失の補償を行っておりますが、今後とも関係漁業者のご理解とご協力のもと適正な補償を実施すべく努めてまいります。また、各組合から当局に対しなされている要望等についても、各組合の話を良く伺いながら可能な限り対応してまいりたいと考えています。

漁業権の設定状況（イメージ図）



関連水域（17 水域）

共同第 2 号	北部訓練場水域、奥間レスト・センター水域、慶佐次通信所水域【国頭漁協】
共同第 4 号	伊江島補助飛行場水域【伊江漁協】
共同第 5 号	キャンプ・シュワブ水域【名護漁協】
共同第 7 号	キャンプ・シュワブ水域、キャンプ・ハンセン水域、金武ブルー・ビーチ訓練場水域、金武レッド・ビーチ訓練場水域、天願棧橋水域、陸軍貯油施設水域、キャンプ・コートニー水域【宜野座村漁協、金武漁協、石川漁協】
共同第 8 号	ホワイト・ビーチ地区水域、津堅島訓練場水域、浮原島訓練場水域【与那城町漁協、勝連漁協】
共同第 9 号	ホワイト・ビーチ地区水域【沖縄市漁協、南原漁協】
共同第 12 号	ホワイト・ビーチ地区水域、津堅島訓練場水域【与那城町漁協、勝連漁協、沖縄市漁協、南原漁協、港川漁協、知念漁協、佐敷中城漁協、与那原・西原町漁協】
共同第 19 号	出砂島射爆撃場水域【渡名喜漁協】
共同第 20 号	久米島射爆撃場水域【久米島漁協】
共同第 21 号	鳥島射爆撃場水域【久米島漁協】

読谷村喜名地区学習等供用施設が完成

読谷村喜名地区に居住する住民の集会、学習、保育及び休養を目的として建設された「喜名地区学習等供用施設」の落成式典・祝賀会が平成 25 年 7 月 7 日に挙行され、多くの地元住民を始めとする関係者が出席し、施設の完成を祝いました。

本施設の整備に当たり、当局は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第 8 条に基づき嘉手納飛行場を離発着する米軍航空機により生じる音響の障害の緩和に資するため、民生安定助成事業（防音助成）により、費用の一部を助成させていただきました。

式典において、石嶺傳實村長から祝辞があり、「これからの公民館には、字行政の中心であるとともに、世代を結ぶコミュニティ活動・地域福祉・生涯学習・文化活動の拠点といったより多くの機能が期待されております。」と、本施設の自治会活動に果たす役割に大きな期待を寄せられていました。また、「公民館建設にあたり多大な助成とご配慮を賜りました沖縄防衛局をはじめ、関係者各位に心から感謝を申し上げます。」とのお礼のお言葉をいただきました。

当局といたしましては、本施設が有意義に活用され活発な自治会活動が展開されることを願っており、今後とも防衛施設周辺にお住まいの皆様方の生活の安定及び福祉の向上に寄与するための各種施策の実施に取り組んでまいります。



施設の外観



★担当者の声★

防音対策課 新里マルコです。本施設の建設にあたり微力ながらお手伝いさせていただきました。本施設には、広い集会室が配置されており、落成式当日に多くの地元区民の方々の喜ぶ姿を拝見したことに感銘し、今後とも本施設が区民の方々の生活に活用され続けるものと確信できたことは、私にとっても大変嬉しく、職務に対する充実感を得ることができました。

第 49 回献血運動推進全国大会において厚生労働大臣表彰状受彰

第49回献血運動推進全国大会において、沖縄防衛局が厚生労働大臣表彰状を受彰しました。平成25年7月31日、その伝達式が沖縄県庁で行われ、当局を代表して木村総務部長が川上副知事から表彰状を受け取りました。

当局の献血活動は、昭和 55 年から毎年実施しており、昭和 60 年に沖縄県赤十字血液センター所長感謝状及び日本赤十字社沖縄県支部長感謝状、平成元年に県知事表彰状、平成 5 年に厚生労働大臣感謝状をそれぞれ受彰しており、これまでの 30 年以上にわたる多くの職員の献血活動が評価され今回の受彰にいたりました。



木村総務部長と川上沖縄県副知事

当日は多くの関係団体・関係者が出席する中、主催者から感謝の言葉があり、受彰者を代表して木村総務部長が「今回の表彰を契機として、大切な命を支えるために、これからもより一層献血活動の推進に努めて参ります。」と挨拶をいたしました。当局の献血活動は、毎年 5 月と 10 月に実施しており、多くの職員が献血に協力しています。今後とも、社会貢献のひとつとして、更なる献血活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

平成 24 年度沖縄防衛局優秀工事等顕彰式について

沖縄防衛局は、7月1日（月）、優秀な工事成績をあげて完成した工事等の中から、特に目的物の出来形又は品質の優れているものであって、他の模範となるにふさわしいものを優秀工事等として選定し、調達部長から顕彰状を授与しました。

顕彰制度は、優秀工事等を顕彰することにより、入札参加者の受注意欲を高め工事目的物の品質確保を図る等、施設取得の円滑な推進に資することを目的として、毎年、前年度に完成した工事及び完了した業務を選定対象としています。

今年度の優秀工事等は、①困難な状況下にもかかわらず、工程管理や安全管理に優れ、工期内に工事目的物を完成させたもの、②要求機関のニーズを的確に反映するとともに居住環境の快適性向上に努めるなど工事に対する取り組み姿勢が伺えるもの、③業務履行場所が離島を含む困難な条件下にもかかわらず、実施状況や成果品の内容に優れ、履行期限内に成果物を完了させたものを総合的な観点で選定しています。

なお、顕彰実績は、総合評価方式等における企業の施工能力の評価項目において評価点を加点することとしています。

受注者の皆様におかれましては、引き続き現場を指導するなど他の模範となるように努力されることに期待しております。

○平成 24 年度優秀工事等及び受賞者

工 事 件 名 等	受 注 者	
	会 社 名	代 表 取 締 役
北 部 (H23) 着陸帯移設工事	株式会社 大米建設	下地 米蔵
瑞慶覧 (H22) 下士官宿舎新設機械工事	三栄工業 株式会社	中村 達
宮古島外 (24) 倉庫新設等土質調査	株式会社 国建	比嘉 盛朋



高木調達部長と
受賞者及び関係者



ハイサイくん

「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などがありましたらお聞かせください。
連 絡 先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9 沖縄防衛局総務部報道室
メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp